

国立大学法人大分大学個人情報及び特定個人情報開示等実施細則

平成21年4月1日制定
平成21年細則第21号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程（平成27年規程第61号）第53条第1項の規定により、個人情報ファイル簿、保有個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の開示、訂正及び利用停止の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。）第2条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条に規定するところによる。

2 前項に定めるもののほか、この細則における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に規定する部局及び医学部附属病院をいう。ただし、この部局のうち、医学部に医学部附属病院を含まないものとする。
- (2) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。
- (3) 「開示請求者」とは、個人情報保護法第12条に規定する開示請求をできる者をいう。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法人は、個人情報保護法第11条第1項の規定により、個人情報ファイル簿を作成する。

- 2 個人情報ファイル簿の閲覧場所は、総務部総務課とし、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）のホームページにより公表する。
- 3 前項に定めるもののほか、次条第1項第1号及び第2号に規定する個人情報等の開示請求窓口は、当該開示請求に該当する個人情報ファイル簿の写しを閲覧できるように備えるものとする。

第2章 開示請求

(開示の受付)

第4条 個人情報等の開示請求窓口は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医学部附属病院の診療に関する個人情報等 医学・病院事務部医事課
- (2) 前号以外の個人情報等 総務部総務課
- 2 開示請求の受付は、開示請求者からの開示請求書の提出により行うものとする。この場合において、開示請求者は、本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示請求者が、やむを得ず郵送による開示請求をする場合であって、開示請求書と同様の必要な事項が記載された書面により開示請求があったときは、前項本文の規定にかかわらず開示請求書として受け付けるものとする。
- 4 開示請求書に形式上の不備があるときは、当該開示請求者に参考となるべき情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 5 個人情報等に係る他の独立行政法人等又は行政機関からの事案の移送、意見聴取、訂正請求及び利用停止請求の窓口は、第1項各号に掲げるものとする。

(手数料)

第5条 開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）は、開示請求に係る個人情報等が記録されている法人文書1件につき300円とする。

- 2 手数料は、開示請求書を受け付けるときに徴収するものとする。

(開示請求の受理)

第6条 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び手数料の領収書を交付する。

(開示等の検討)

第7条 法人が個人情報等の開示又は不開示(以下「開示等」という。)を決定するときは、当該個人情報等を保有する部局の長の意見を求めるとともに、国立大学法人大分大学情報公開・個人情報・特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)において審議するものとする。

(開示等の決定)

第8条 法人は、個人情報保護法第13条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をしなければならない。

(開示等の通知)

第9条 法人は、次の各号のいずれかの決定をしたときは、当該開示請求者に通知しなければならない。

(1) 開示等を決定したとき。

(2) 個人情報保護法第15条又は第16条の規定により、個人情報等の部分開示又は裁量的開示を決定したとき。

2 法人は、個人情報保護法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、当該第三者に通知しなければならない。

(開示等の決定延長)

第10条 法人は、個人情報保護法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、当該開示請求者に通知しなければならない。

2 法人は、開示請求に係る個人情報等が著しく大量であるため、60日以内にそのすべてを開示することにより事務に著しく支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求があった日から30日以内に当該開示請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第11条 法人は、個人情報保護法第21条第1項の規定により他の独立行政法人等に事案の移送をするとき、及び個人情報保護法第22条第1項の規定により行政機関の長に事案を移送するときは当該開示請求者に通知しなければならない。

2 法人は、他の独立行政法人等に事案を移送するとき、及び行政機関の長に事案の移送をするときは、当該移送先に通知するものとする。

(意見の聴取)

第12条 法人は、開示請求を受けた個人情報等に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、個人情報保護法第23条第1項の規定により、当該第三者の権利利益を不当に侵害しないために、当該第三者に通知し、意見を求めるものとする。

2 法人は、個人情報保護法第23条第2項の各号に該当するときは、個人情報等を開示決定に先立ち、当該第三者に対し通知しなければならない。

(他の機関からの意見書)

第13条 法人は、他の独立行政法人等又は行政機関からの意見聴取があったときは、所定の様式により回答するものとする。

(開示の実施)

第14条 開示請求者は、開示の決定通知があった日から30日以内に、開示の実施方法等申出書を開示請求窓口に提出するものとする。

2 開示請求者は、閲覧又は写しの交付のいずれかの方法により開示請求し、写しの交付の場合は、郵送料を開示請求者が負担するものとする。

(開示の方法)

第15条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧する方法により行う。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(個人情報保護法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- (4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付は、それぞれ当該各号に定めるものを交付する方法により行う。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 次に掲げるもの
 - ア 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの(イに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの
 - ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及び6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施は、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

- (1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、法人がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、第1号の結果を得ること

ができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録(前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103, X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123, X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

6 電磁的記録の個人情報等は、個人情報保護法第24条第1項の規定により、次の各号に掲げるところにより開示するものとする。

(1) 電磁的記録の開示の求めがあったときは、開示請求者と開示方法について打ち合わせするものとする。

(2) 開示請求者は、電磁的記録媒体(FD, MO, CD, フラッシュメモリ等)により開示を求める場合は、電磁的記録媒体を開示請求書とともに提出するものとする。ただし、開示請求者が提出された電磁的記録媒体での開示が不都合な場合は、法人が所有する電磁的記録媒体を使用して開示する。この場合において、当該開示請求者から提出された電磁的記録媒体を返却するものとする。

(開示の場所)

第16条 個人情報等を開示する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医学部附属病院の診療に関する個人情報等 医学・病院事務部医事課

(2) 前号以外の個人情報等 総務部総務課

(移送された事案)

第17条 個人情報保護法第21条第2項の規定により、他の独立行政法人等から移送された事

案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第3章 訂正請求

(訂正請求)

第18条 個人情報保護法第27条に規定する個人情報等を開示することができる者（以下「訂正請求者」という。）は、個人情報等の訂正請求を、個人情報等の開示を受けた日から90日以内に請求しなければならない。この場合において訂正請求者は、本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

2 法人は、前項の規定により、提出された訂正請求書に形式上の不備があるときは、当該訂正請求者に参考となるべき情報を提供し、その補正を求めることができる。

(訂正の検討)

第19条 法人は、訂正請求があった場合において、当該個人情報等を保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて、委員会において審議するものとする。

(訂正決定等)

第20条 法人は、訂正の決定をしたとき、又は訂正しない決定をしたときは、訂正請求があった日から30日以内に当該訂正請求者に通知しなければならない。

(訂正決定等の延長)

第21条 法人は、個人情報保護法第31条第2項の規定により前条の決定（以下「訂正決定等」という。）を更に30日以内の期間で延長するときは、当該開示請求者に通知しなければならない。

2 法人は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、訂正決定等が遅れる理由等について、当該訂正請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第22条 法人は、個人情報保護法第33条第1項の規定により他の独立行政法人等に事案の移送をするとき、又は個人情報保護法第34条第1項の規定により行政機関の長に事案を移送するときは、当該訂正請求者に通知しなければならない。

2 法人は、他の独立行政法人等に事案を移送するとき、又は行政機関の長に事案の移送をするときは、当該移送先に通知するものとする。

(個人情報等の提供先への通知)

第23条 法人は、訂正決定に基づく個人情報等の訂正の実施をし、必要があると認めるときは、当該個人情報等の提出先に対し、通知するものとする。

第4章 利用停止請求

(利用停止請求)

第24条 開示請求者は、個人情報保護法第36条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、個人情報等の開示を受けた日から90日以内に当該個人情報等の利用の停止若しくは消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。この場合において、利用停止請求する者（以下「利用停止請求者」という。）は、本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

2 法人は、前項の規定により、提出された利用停止請求書に形式上の不備があるときは、当該利用停止請求者に参考となるべき情報を提供するとともに、その補正を求めることができる。

(利用停止等の検討)

第25条 法人は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該個人情報等を保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて、委員会において審議するものとする。

- 2 法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定する期間を更に30日以内に限り延長する。

(利用停止等の決定通知)

第26条 法人は、当該個人情報等の利用の停止、消去若しくは提供の停止（以下「利用停止等」という。）の決定をしたとき、又は利用停止等をしない決定をしたときは、利用停止請求があった日から30日以内に当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(利用停止決定等の延長)

第27条 法人は、個人情報保護法第40条第2項の規定により、前条のいずれかの決定（以下「利用停止決定等」という。）を更に30日以内の期間で延長するときは、当該利用停止請求者に通知しなければならない。

- 2 法人は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、利用停止決定等が遅れる理由等を、当該利用停止請求者に通知しなければならない。

第5章 審査基準

(審査基準)

第28条 個人情報保護法第18条、第30条及び第39条に規定する開示等の決定についての法人における審査に当たっては、別表の基準に基づき適正な運用を図るものとする。

第6章 審査請求

(諮問)

第29条 法人は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求があったときは、委員会において審議の上、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

(諮問の通知)

第30条 法人は、前条により諮問したときは、審査請求人及び参加人に諮問をした旨を通知しなければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第31条 この細則に定めるもののほか、個人情報ファイル簿、個人情報等の開示、訂正及び利用停止の実施のために必要な事項は、個人情報保護法及びこの法律の規定に基づく政令の規定を適用するものとする。

- 2 この細則に定めるもののほか、個人情報等の開示、訂正及び利用停止の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学個人情報保護開示等実施規程（平成17年規程第20号）、国立大学法人大分大学の保有する個人情報の開示決定等に係る審査基準（平成17年4月1日制定）及び国立大学法人大分大学個人情報保護開示等実施要領（平成17年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成25年細則第9号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第24号）

(施行日)

- 1 この細則は、平成27年12月1日から施行する。
(国立大学法人大分大学情報公開取扱細則の一部改正)
- 2 国立大学法人大分大学情報公開取扱細則（平成21年細則第20号）の一部を次のように改

正する。

第6条第1項中「国立大学法人大分大学情報公開・個人情報保護委員会」を「国立大学法人大分大学情報公開・個人情報・特定個人情報保護委員会」に改める。

附 則（平成28年細則第20号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第28条関係）

個人情報等の開示決定等に係る審査基準

第1 開示決定等の審査基準

個人情報保護法第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

1 開示する旨の決定（個人情報保護法第18条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る個人情報等に不開示情報が含まれていない場合
- (2) 開示請求に係る個人情報等の一部に不開示情報が含まれている場合であって、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報に該当する部分を除いて開示する。
- (3) 開示請求に係る個人情報等に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に当該個人情報等を開示する必要があると認めるとき（個人情報保護法第16条）。

2 開示しない旨の決定（個人情報保護法第18条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る個人情報等すべてが不開示情報に該当する場合（開示請求に係る個人情報等の一部に不開示情報が含まれている場合であって、当該不開示情報に該当する部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- (2) 開示請求に係る個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる場合（個人情報保護法第17条）
- (3) 開示請求に係る個人情報等を国立大学法人大分大学において保有していない場合又は開示請求の対象が個人情報保護法第45条に該当する場合若しくは個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報等に該当しない場合
- (4) 個人情報保護法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
- (5) 開示請求書に個人情報保護法第13条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る個人情報等の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
- (6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 前2項の判断に当たっては、個人情報等に該当するかどうかの判断は「第2 個人情報等該当性に関する基準」に、開示請求に係る個人情報等に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する基準」に、裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する基準」に、個人情報等の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 個人情報等の存否に関する情報に関する基準」に、それぞれよる。

4 開示する個人情報等の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない（個人情報保護法第18条ただし書き）。

第2 個人情報等該当性に関する基準

開示請求の対象が個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報等に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- 2 「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、独立行政法人等の役員又は職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「当該独立行政法人等が保有している」とは、当該独立行政法人等が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 5 「法人文書に記録されているものに限る」とは、個人情報等が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。
したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、個人情報等には該当しない。
また、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが法人文書に該当しないため個人情報等に該当しない。

第3 不開示情報該当性に関する基準

開示請求に係る個人情報等が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

- 1 開示請求者に関する情報（個人情報保護法第14条第1号）について
個人情報保護法第14条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的状況に即して慎重に判断するものとする。
- 2 開示請求者以外の個人に関する情報（個人情報保護法第14条第2号）について
 - (1) 開示請求者以外の個人に関する情報（個人情報保護法第14条第2号本文）
 - ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、個人情報保護法第14条第3号の規定により判断する。
 - イ 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて含まれる。
 - ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。
 - エ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（個人情報保護法第14条第2号イ）

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該個人情報等と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知られることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（個人情報保護法第14条第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（個人情報保護法第14条第2号ハ）

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、個人情報保護法第14条第2号イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（個人情報保護法第14条第3号）について

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（個人情報保護法第14条第3号本文）

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護法第14条第3号の対象から除外されており、その事務又は事業に係る情報は、同条第5号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、個人情報保護法第14条第2号の不開示情報に当たるとも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（個人情報保護法第14条第3号ただし書）

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は個人情報保護法第14条第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

- (3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（個人情報保護法第14条第3号イ）

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (4) 任意に提供された情報（個人情報保護法第14条第3号ロ）

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、独立行政法人等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

ウ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の利用目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

エ 「条件」については、独立行政法人等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

オ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

カ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、個人情報保護法第14条第3号ロには該当しない。

4 審議、検討等に関する情報（個人情報保護法第14条第4号）について

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機

関を指し、「内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報」とは，これらの国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に，その決定に至るまでの過程の各段階において行われている，例えば，具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから，一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ，決裁を前提とした説明や検討，審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など，様々な審議，検討及び協議に関連して作成され，又は取得された情報を指す。

- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは，開示することにより，外部からの圧力，干渉等の影響を受けることなどにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい，適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものであ。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは，未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより，誤解や憶測を招き，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく，情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは，尚早な時期に，あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより，不正な投機を助長するなどして，特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい，事務及び事業の公正な遂行を図るとともに，国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 「不当に」とは，審議，検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお，適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は，当該情報の性質に照らし，開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (6) 審議，検討等に関する情報については，国の機関等としての意思決定が行われた後は，一般的には，当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから，個人情報保護法第14条第4号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし，当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合，当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議，検討等の過程が重層的又は連続的な場合には，当該意思決定が行われた後であっても，政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して個人情報保護法第14条第4号に該当するかどうか判断する必要がある。

また，意思決定が行われた後であっても，審議，検討等に関する情報が開示されることにより，国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合，将来予定されている同種の審議，検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は，個人情報保護法第14条第4号に該当する。

5 事務又は事業に関する情報（個人情報保護法第14条第5号）について

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（個人情報保護法第14条第5号本文）
 - ア 「次に掲げるおそれ」として個人情報保護法第14条第5号イからトに掲げたものは，各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって，その性質上，開示することによって，その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも，同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって，ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると，将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等，「その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

個人情報保護法第14条第5号の規定は独立行政法人等の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(個人情報保護法第14条第5号イ)

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

イ 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

ウ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」(個人情報保護法第14条第5号ロ)

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起(検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。)等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

イ 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考え

られる犯則事件の調査，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や，犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制，暴力団員による不当な行為の防止，つきまとい等の規制，強制退去手続に関する情報であって，開示することにより，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものが該当する。

また，開示することにより，テロ等の人の生命，身体，財産等への不法な侵害や，特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど，犯罪を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も該当する。

一方，一般に公にしても犯罪の予防，鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については，本号の他の規定により判断する。

- (4) 「監査，検査，取締り，試験，又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」（個人情報保護法第14条第5号ハ）

ア 「監査」（主として監察的見地から，事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。），「検査」（法令の執行確保，会計経理の適正確保，物資の規格，等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。），「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。），「試験」（人の知識，能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が，公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。）に係る事務は，いずれも事実を正確に把握し，その事実に基づいて評価又は判断を加えて，一定の決定を伴うことがある事務である。

イ これらの事務に関する情報の中には，例えば，監査等の対象，実施時期，調査事項等の詳細な情報，試験問題等のように，事前に開示すると，適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり，行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり，巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり，このような情報は不開示とする。また，事後であっても，例えば，監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは，個人情報保護法第14条第5号ハに該当し得る。

- (5) 「契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（個人情報保護法第14条第5号ニ）

独立行政法人等が一方の当事者となる契約，交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には，例えば，用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより，適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり，交渉，争訟等の対処方針等を開示することにより，当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり，このような情報は不開示とする。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（個人情報保護法第14条第5号ホ）

独立行政法人等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には，例えば，①知的所有権に関する情報，調査研究の途中段階の情報等であって，一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね，特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの，②試行錯誤の段階の情報について開示することにより，自由な発想，創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ，減退するなど，能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり，このような情報は不開示とする。

- (7) 「人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（個人情報保護法第14条第5号ヘ）

独立行政法人等が行う人事管理（職員の任免，懲戒，給与，研修その他職員の身

分、能力等の管理に関すること。)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(個人情報保護法第14条第5号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、個人情報保護法第14条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する基準

開示請求に係る個人情報等について、個人情報保護法第15条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

個人情報保護法第14条では、個人情報等に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、個人情報保護法第15条第1項の規定により、開示請求に係る個人情報等に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該個人情報等のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

- (2) 個人情報等に含まれる不開示情報を除くことは、当該個人情報等が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された個人情報等については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された個人情報等については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- 3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、

当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合（個人情報保護法第15条第2項）

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、個人情報保護法第14条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、個人情報保護法第15条第1項の規定により開示することになる。

ただし、個人情報保護法第15条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第5 裁量的開示に関する基準

開示請求に係る個人情報等について、個人情報保護法第16条に基づき裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、個人情報保護法第14条各号の不開示情報に該当する情報であるが、高度な判断により、当該個人の権利利益を保護するために特に開示する必要があると認められる場合をいう。

個人情報保護法第14条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、ここでは、個人情報保護法第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるものとする。

第6 個人情報等の存否に関する情報に関する基準

開示請求に対し、個人情報等の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（個人情報保護法第17条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る個人情報等が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報等の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った苦情相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 当該個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった個人情報等の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第7 訂正決定等の審査基準

個人情報保護法第30条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。
ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（個人情報保護法第30条第1項）は、調査等の結果、訂正請求のとおり個人情報等が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。
この場合の訂正は、当該訂正請求に係る個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、個人情報等の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかなる場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

- 3 訂正しない旨の決定（個人情報保護法第30条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 個人情報等の訂正に関して個人情報保護法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合
 - (2) 個人情報保護法第27条第1項各号に規定する個人情報等に係る訂正請求でない場合
 - (3) 個人情報等の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
 - (4) 訂正請求書に個人情報保護法第28条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る個人情報等の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - (5) 調査等の結果、訂正請求に係る個人情報等が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - (6) 訂正をすることが、当該個人情報等の利用目的の範囲を超える場合
 - (7) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

第8 利用停止決定等の審査基準

個人情報保護法第39条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定（個人情報保護法第39条第1項）は、請求に係る個人情報等が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。
 - (1) 適法に取得されたものでない場合
「適法に取得されたものでない場合」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。
 - (2) 個人情報保護法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合
「個人情報保護法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、個人情報保護法第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。
 - (3) 個人情報保護法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合
「個人情報保護法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で個人情報等を利用している場合をいう。
 - (4) 個人情報等が個人情報保護法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供され

ている場合

「個人情報保護法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で個人情報等を提供している場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該個人情報等について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報等の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該個人情報等を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（個人情報保護法第39条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 個人情報等の利用停止に関して個人情報保護法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
- (2) 個人情報保護法第36条第1項各号に規定する個人情報等に係る利用停止請求でない場合
- (3) 個人情報等の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合
- (4) 利用停止請求書に個人情報保護法第37条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る個人情報等の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
- (5) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (6) 利用停止することにより当該個人情報等の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合